

第7章 情報の共有

(情報共有)

第21条 市は、市が保有する情報は、市民と市が共有する財産であるとの認識のもとに、まちづくり及び市政に関する情報を積極的に公表し、市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 市は、まちづくり及び市政に関する情報の共有化を推進するため、次に掲げる制度の整備に努めなければならない。

- (1) 市の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 市の会議を公開する制度
- (3) 市民の意見、提言等を市政に反映させる制度

【解説】

第21条は、第7条（情報共有の原則）に基づき、市の責務として情報共有を定めるものです。

第1項は、第7条第2項における、情報は市民と市が共有する財産であるという前提のもと、まちづくりや市政に関する積極的な情報提供と、分かりやすい説明を求めており、第2項では、そのための仕組みとして必要な制度の整備を求めています。

情報共有の原則

情報は市民と市が共有する財産

市の情報を分かりやすく提供する制度

市の会議を公開する制度

市民の意見、提言等を市政に反映させる制度

市の情報は
みんなのもの



(情報公開)

第 22 条 市は、市民の市政に関する情報を知る権利を保障するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、市が保有する情報を積極的に公開しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市が保有する情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第 22 条は、市が保有する市政に関する情報の公開について定めており、これも、第 7 条（情報共有の原則）に基づくものです。

第 1 項では、市民の知る権利を保障するとともに、市民に対する説明責任を果たすために、市は市政に関する情報を積極的に公開することとしており、「栃木市広報紙発行規則」により広報紙を発行し市の情報を提供しています。

第 2 項では、情報公開に関して、別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市情報公開条例」で定めています。

関連条例等

- 栃木市情報公開条例
- 栃木市広報紙発行規則

(個人情報保護)

第 23 条 市は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利を保障し、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、市の保有する個人情報の保護を図らなければならない。

2 市民は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に配慮しなければならない。

3 第 1 項に定めるもののほか、市が保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

情報の公開、提供は、参画と協働のまちづくりに欠かせないものですが、個人に関する情報が厳重に保護されていることが前提となりますので、第 23 条では、市が保有する個人情報の取扱いについて定めています。

第 1 項では、第 10 条（市民の権利）第 6 号を担保し、個人情報の保護に努めることを定めています。

第 2 項では、市民にも個人情報の保護の重要性を認識してもらい、個人情報の保護に配慮し、市の個人情報保護に関する施策に協力することを求めています。

第 3 項では、個人情報保護に関して、別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市個人情報保護条例」で定めています。

関連条例等

- 栃木市個人情報保護条例

